

設計書

令和 7 年度

名 称：太田川流域下水道東部浄化センター
I 系急速砂ろ過棟No.4 砂ろ過池ろ材充填修繕業務

場 所：南区内洋沖町1番1号

設計年月：令和7年5月

公益財団法人 広島県下水道公社
東部浄化センター

業務部長	水質課長	管理課長	設計	検算

概要

本業務は、I 系急速砂ろ過棟No.4 砂ろ過池のろ材が長年の使用により、劣化及び減少し機能が低下しているので、これを改善するものである。

[illegible]

(甲) 内訳

2/2

工種・名称	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘	要
間接修繕費								
	(1) 共通仮設費		式	1				
	(2) 現場管理費		式	1				
		計						
業務原価								
	一般管理費		式	1				
	端数処理							
業務価格								
	消費税相当額		式	1				
修繕業務費計								

第3号 内訳書(労務費)									
名 称	種 別	形状・寸法	単位	数量	単 価	金 額	摘 要		
					円	円			
ろ過材搬入・敷均し・準備工		土木一般世話役	人						
		特殊作業員	人						
		普通作業員	人						
合 計						0			

仕 様 書

1. 名 称
太田川流域下水道東部浄化センター
Ⅰ系急速砂ろ過棟No.4砂ろ過池ろ材充填修繕業務
2. 場 所
広島市南区向洋沖町1番1号
3. 期 間
契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。
4. 概 要
本業務は、Ⅰ系急速砂ろ過棟No.4砂ろ過池のろ材が長年の使用により、劣化及び減少し機能が低下しているので、これを改善するものである。
5. 一般事項
別紙のとおり
6. 提出書類
別紙一提出書類一覧表のとおり。
7. 特記事項
 - (1) 本業務の実施内容については、下水道施設設計指針、JWWA規格,に従うものとする。
 - (2) 受注者（以下乙と称す）は契約書、仕様書、設計書及び図面に従い、業務を遂行すること。また本公社監督員（以下甲と称す）の指示に従わなければならない。
 - (3) 本業務の実施に際して、あらかじめ作業員名簿を提出すると共に、当日作業終了後、速やかに作業日報を提出し、（甲）に本業務の進捗状況及び次期作業予定を報告すること。
 - (4) 安全には十分に配慮して作業を実施すること。
 - (5) 本業務中に予測されなかった著しい摩耗損傷の箇所があるなどの事態が生じた場合は、（甲）と協議のうえ措置を講じるものとする。
 - (6) 仕様書等に明記されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものはすべて（乙）が充足するものとする。
 - (7) 本業務が完了したときは、（乙）は速やかに不要材料及び仮設物を処分又は撤去し、清掃及び後片付けを行うこと。
 - (8) 本業務完了後、修繕箇所の状況等を記した完成図書及び工事記録写真をまとめ、完成通知書とあわせて（甲）に速やかに提出すること。
 - (9) 本業務において、引き渡し後1年以内に不良箇所が発生した場合は、（乙）の責任において対処すること。

修繕内容

1. 砂ろ過池仕様

砂ろ過池面積 : $6.0\text{m} \times 3.6\text{m} = 21.6\text{m}^2$ (図面参照)

2. ろ材仕様

	有効径	均等係数	層厚	No.4 既設層厚	
アンスラサイト	1.5mm	1.4以下	655mm	0mm	撤去済
ろ過砂	0.65mm	1.4以下	375mm	0mm	撤去済

	粒径	層厚	No.4 既設層厚	
支持砂利仕様	$\phi 12 \sim \phi 20$	75mm	0mm	撤去済
	$\phi 7 \sim \phi 12$	50mm	0mm	撤去済
	$\phi 4 \sim \phi 7$	50mm	0mm	撤去済
	$\phi 2 \sim \phi 4$	75mm	0mm	撤去済
	$\phi 4 \sim \phi 7$	75mm	0mm	撤去済
	$\phi 12 \sim \phi 20$	75mm	0mm	撤去済
合 計		400mm	0mm	

3. 修繕内容

(1) 補充ろ材 (JWWA規格)

7. アンスラサイト $21.6\text{m}^2 \times 0.655\text{m} = 14.1\text{m}^3$ (標準厚より、0.03m嵩増し)
 1. ろ過砂 $21.6\text{m}^2 \times 0.375\text{m} = 8.1\text{m}^3$
 4. ろ過砂利 $21.6\text{m}^2 \times 0.400\text{m} = 8.7\text{m}^3$

(2) ろ過池内洗浄

7. ろ過池内部の洗浄は、高圧洗浄機にてろ過池内の側壁へ付着した汚れを洗浄、清掃を行うものとする。
 1. 洗浄水の水源は、当センターの塩素混和池の再生水を使用することができる。

(3) ろ過材搬入及び敷き均し

7. 補充するろ材を搬入し、順番に敷き均しを行うものとする。

(4) 試運転

7. 逆洗時間と流量の確認を行うものとする。

4. その他

- (1) 本修繕業務は、設備の運転保守管理業者 (JV) と工程及び施工方法等を協議・確認の上、施工のこと。

- (2) 業務前後のろ過能力を運転保守管理業者 (JV) と確認すること。

一 般 事 項

1 適 用

この仕様書は、（公財）広島県下水道公社が発注する修繕業務の実施に適用する。

2 提出書類

「別紙―提出書類」による。

3 承諾書の提出

本業務に使用する機器・資材等の製作及び手配並びに施工については、発注者が必要と認めた場合、承諾図書等により承諾を受けた後に着手するものとする。

4 完成図書の提出

- (1) 本業務の完成図書は、発注者が必要と認めた場合、2部提出する。
- (2) 本業務の完成図書には、完成図、取扱説明書、試験成績表、業務報告書及びその他必要書類を全て網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務施工場所を記した配置図を添付する。
- (3) 完成図書はA4判ファイルを使用し、背表紙に施工年度、業務名、請負業者名を記載する。

5 現場作業の注意事項

- (1) 本業務の現場着手時には、工程表及び必要に応じて施工手順書類を提出し、監督員と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないように施工するものとする。
- (2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。（施設の通常勤務日、勤務時間内以外は、原則として業務を実施しない日及び時間とする。）
- (3) 天候の状況によっては、現場作業の中止、変更及び延期を申し出ることができる。
- (4) 本業務において使用する業務用水及び業務用電力は、施設の運転に支障のない限り施設のものを使用することができる。なお、使用に当たっては、極力節減に努めること。
- (5) 受注者の責めに帰する理由により業務目的物、または既存の施設、器物に損害を与えた場合は監督員の指示に従い、受注者の負担において原状に復旧するものとする。
- (6) 業務は、原則として監督員立会いのもとに行わなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (7) 作業中に発生した塵芥等は、受注者の責任において処理するものとし、作業場所周辺は常に整理・整頓を心がけなければならない。

6 設計図書に明示していない事項であっても、業務の目的に照らして当然必要と認められる事項については、受注者の責任において実施するものとする。

7 安全管理

受注者は、業務の実施に当たっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守して作業員の安全を図らなければならない。

8 業務の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱建設工事編」（建設省事務次官通達平成5年1月12日付建設省経建発第1号）を遵守して公衆災害防止に努めるものとする。

9 受注者は、建設業法に違反する次の行為を行ってはならない。

(1) 一括下請けを行うこと。

(2) 作業現場に配置しなければならない主任技術者について、適切な資格、技術力等を有する者（その職務に従事する者で、受注者と直接かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）の配置を怠ること。

10 本業務に関わる法令及び日本工業規格等の規格は、これを遵守すること。

11 受注者は円滑な業務の遂行を図るために、業務妨害等を行う圧力団体等の不当介入に対して、適切な処置を講じるように努めなければならない。

(1) 圧力団体等から業務妨害の被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出するとともに、その旨を直ちに監督員に報告しなければならない。

(2) 警察から「被害受理証明書」が交付され、かつ工程調整を行ったにもかかわらず、業務期間に遅れが生じるおそれがある場合は、業務期間延期を求める書類に、当該証明書を添付し提出しなければならない。

12 廃材処分等

本業務により発生する建設廃材等の産業廃棄物及び屑・がら等の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に適合するように処理し、業務完了時には中間処理までのマニフェストA、B 2票（排出事業者送付用）の写しを提出しなければならない。

また、最終処分完了後にD、E票の写しを提出しなければならない。

13 疑義の解釈

仕様書等において疑義を生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議してこれを定める。

修繕業務提出書類一覧

令和6年 4月 1日

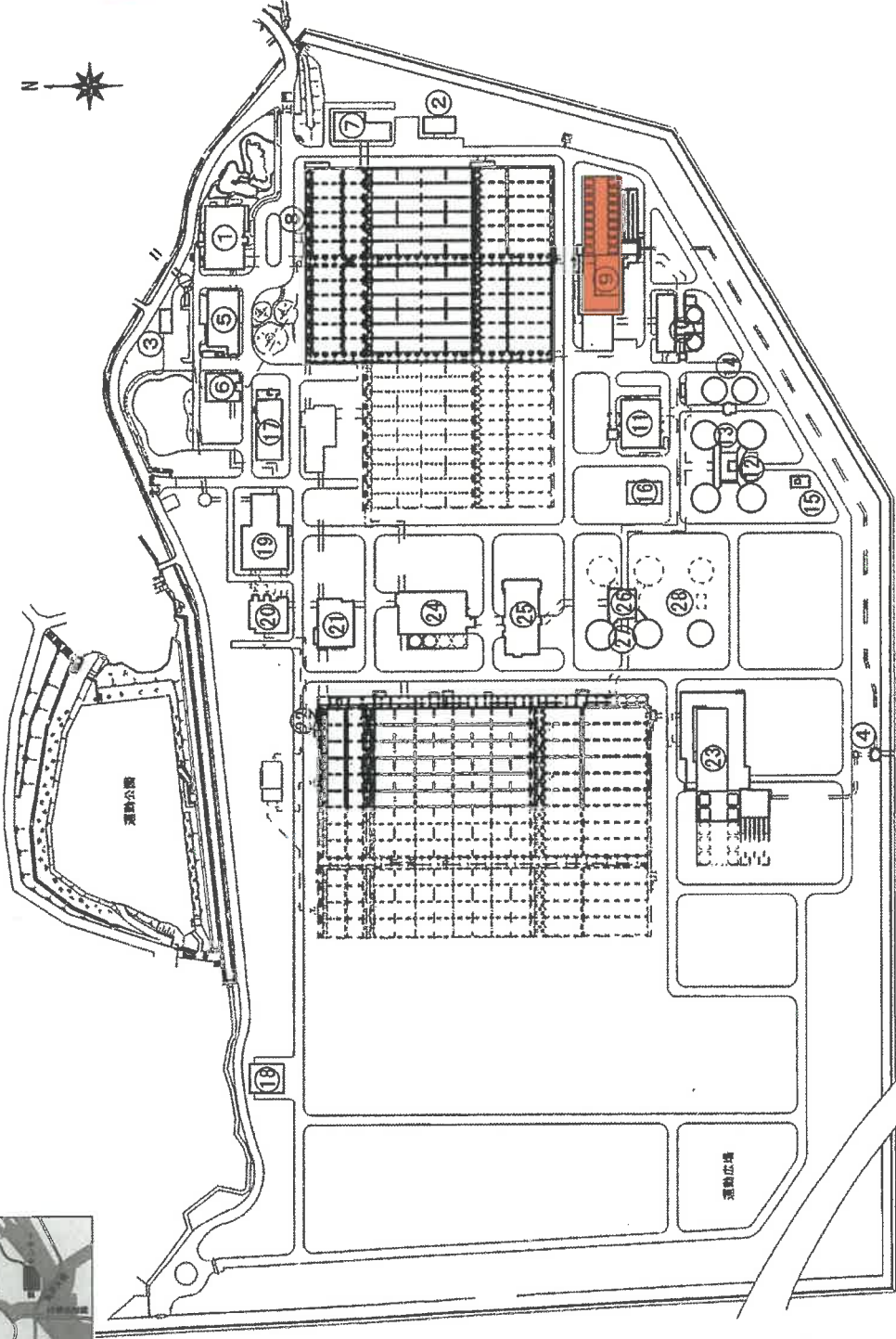
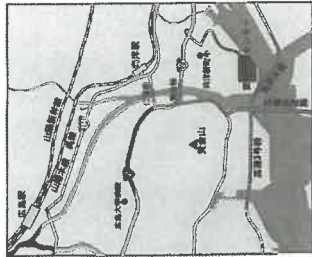
No.	書類名	添付書類	該当する請負 契約附帯条項等	部数	提出期限	作成者
契約関係書類						
1	業務計画書 (内容変更及び変更契約の場合対象となる変更時の書類を提出)	工程計画書, 職務分担表, 緊急連絡体制表	2条関係	1	契約締結後 14日以内	受注者
2	請負代金内訳書 (変更契約の場合も提出)		2条の2関係	1	契約締結後 14日以内	受注者
3	施工体制台帳, 施工体系図 (2次下請以降は再下請負通知書) (内容変更及び変更契約の場合対象となる変更時の書類を提出)	作業員名簿, 建設業許可の写し, 注文書, 注文請書, 下請け基本契約約款, 技術者の該当資格証の写し又は実務経歴書, 雇用形態が確認できる書類の写し	6条の2関係	1	その都度	受注者
4	監督員 (権限分担・権限委任) 通知書 (内容変更及び変更契約の場合対象となる変更時の書類を提出)		9条関係	1	契約後ただちに	発注者
5	現場代理人及び主任技術者等指名 (変更) 届 (内容変更及び変更契約の場合対象となる変更時の書類を提出)	技術者の該当資格証の写し又は実務経歴書, 雇用形態が確認できる書類の写し, 誓約書 (兼務に関する)	10条関係	1	契約締結後 14日以内	受注者
6	業務内容変更・業務一時中止通知		18条, 19条関係	1	その都度	発注者
7	業務期間延長 (短縮) 申請書		20条, 21条関係	1	その都度	受注者 (発注者)
8	業務期間の変更について (協議)		22条関係	1	その都度	発注者
9	請負金額の変更について (協議)		23条関係	1	その都度	発注者
10	変更協議に係る承諾書		22条, 23条関係	1	その都度	受注者
11	完了通知書 (修補完了届)		30条関係	1	契約業務期間終了14日前までに	受注者
12	検査調査 (修補調査)		30条関係	1	検査合格後	発注者
13	引渡書		30条関係	1	検査合格後	受注者
14	請求書		31条関係	1	検査合格後	受注者
業務監理書類						
1	業務打合せ簿			2	必要に応じ	発注者・受注者 (1部返却)
2	施工計画書			2	請負金額 250万円以上	受注者
3	承諾図 (分解整備部品は除く)			2	必要に応じ	受注者 (1部返却)
4	材料確認書			2	その都度	受注者
5	段階確認書			2	その都度	受注者
6	作業日報兼作業計画 (入退場報告) 書			1	その都度	受注者
7	休日作業届			1	2日前まで	受注者
8	事故発生報告書			1	その都度	受注者
完成図書書類等						
1	完成図書 (業務報告書)			2	完了通知時	受注者
2	業務写真帳 (A4版)			2	完了通知時	受注者
3	検査試験成績表			2	必要に応じ 完了通知時	受注者
4	マニフェストの写し			2	必要に応じ 完了通知時	受注者
5	CADデータ (JWW, DXF, SXF) 等			2	監督者の指示の下、 必要に応じて提出	受注者

(注記)

 公社指定様式あり

(公財) 広島県下水道公社 修繕業務請負契約付帯条項に基づく書類で、指定様式が無いものは都度作成する。

部数は原則として、必要に応じて (特記) 仕様書で変更



番号	名称
1	管理本館
2	屋外倉庫
3	車庫
4	放流口
5	I系ポンプ棟
6	I系I7レーン沈砂池棟
7	I系送風機棟
8	I系水処理施設 1～12号池
9	I系急速砂ろ過棟
10	I系汚泥濃縮棟
11	I系汚泥処理棟
12	I系汚泥脱交換器棟
13	I系汚泥消化タンク1～4号
14	I系消化ガスタンク1・2号
15	I系余剰燃焼装置
16	I系消化ガス発電機設備
17	I系非常用発電機設備
18	特高変電所
19	II系ポンプ棟
20	II系I7レーン沈砂池棟
21	II系送風機棟
22	II系水処理施設(23～28号池)
23	II系急速砂ろ過棟
24	II系汚泥濃縮棟
25	II系汚泥処理棟
26	II系汚泥脱交換器棟
27	II系汚泥消化タンク1・2号
28	II系消化ガスタンク1号

業務場所：No.4砂ろ過池(今回)

